

桐生市立学校に係る部活動の方針

桐生市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	部活動の位置付けと意義	1
	(1) 位置付け	
	(2) 意義	
3	部活動の適切な運営のための体制整備	3
	(1) 適正な数の部の設置	
	(2) 顧問の決定	
	(3) 生徒のニーズを踏まえた部の設置についての検討と部活動の加入	
	(4) 外部指導者の活用	
4	部活動の組織的な運営	3
	(1) 学校の部活動に係る活動方針の策定	
	(2) 各部活動の活動計画と活動実績の作成	
	(3) 部活動検討委員会による定期的な評価	
5	合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	4
	(1) 効果的・効率的な指導の実施	
	(2) 体罰等の許されない指導の未然防止	
	(3) 生徒の自主的な運営	
6	休養日及び活動時間の設定基準等	5
	(1) 適切な休養日等の設定について	
	(2) 朝練習の実施について	
7	安全管理と事故防止	6
	(1) 健康状態の把握	
	(2) 安全点検と安全指導	
	(3) 競技特性と能力差に応じた指導	
	(4) 天候や気象を考慮した指導	
	(5) 事故への対応	
8	保護者・地域等との連携	7
	(1) 保護者との信頼関係の確立	
	(2) 保護者の経済的負担の軽減	
	(3) 市体育協会及び文化活動団体等との連携	
9	大会・コンクール・コンテストについて	8
10	桐生市立商業高等学校の部活動	9
11	終わりに	9

1 はじめに

学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、異年齢との交流の中で、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、生徒の多様な学びの場として、大きな意義を持つ活動である。桐生市では、平成2年度から4年度に、当時の昭和中学校が文部省・桐生市教育委員会指定運動部活動研究推進校の指定を受け、望ましい運動部活動の在り方について研究している。この研究の成果を踏まえ、全市的に、部活動のねらいの共通理解、年間計画や週間練習計画の作成、休養日の設定、自主的・効率的な練習などに先進的に取り組み、部活動を通して生徒の健全な成長を育んできた。

しかしながら、現在、部活動の成果として、「勝つこと」を過剰に求めるあまり、一部の部活動で、活動自体が過熱化し、部活動の時間が増大することで、成長期である生徒の身体的負担が大きくなったり、他の活動をする時間的ゆとりがなくなり、生徒の心身共に健康で豊かな生活が阻害されたりするなど、部活動本来の目的や意義から離れてしまっている例も見られている。加えて、部活動に伴うスポーツ障害や安全管理上の事故もしばしば問題となっている。

また、生徒だけでなく、部活動を支える顧問教員や保護者の身体的・精神的疲弊が社会問題化しているほか、少子化が進展する中、従前と同様の運営体制では部活動を維持することが難しくなっている現状もある。

部活動を取り巻くこうした現状を受け、部活動を行う全員の生徒に対して、部活動本来の目的や意義が達成でき、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質や能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするため、各自のニーズに応じた安全かつ健全な部活動の運営が図られるよう、ここで改めてもう一度、部活動の在り方を見直す必要があると考える。

そこで、桐生市教育委員会では、適正な部活動の運営に向けて、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」、「適正な部活動の運営に関する方針（群馬県教育委員会）」に則り、本市の実情を踏まえた「桐生市立学校に係る部活動の方針」（以下「市方針」）を策定した。

本方針では、部活動の本来の位置付けや意義を改めて確認した上で、部活動が学校教育の一環としての本来の教育的意義に立脚しつつ、部活動に参加するすべての生徒、顧問教員及び保護者の良好なワークライフバランスの中で、安全かつ健全に運営されるよう、部活動の組織的な運営や活動時間及び休養日の設定、安全管理と事故防止、保護者・地域との連携等に関して、具体的な取組や基準並びに留意点等を示した。

2 部活動の位置付けと意義

（1）位置付け

現行の中学校学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する」ことについて明示しており、第1章総則で部活動について、第2章第7節保

健体育で運動部活動について、下記のとおり規定している。

【中学校学習指導要領（平成29年3月）】（抜粋）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科

第7節 保健体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

(2) 意義

部活動は、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味関心をもつ生徒同士が、その技量等を高め合う過程で、次のような資質・能力の育成を図ることを目指している。

- ・個性の伸長
- ・自主的・自発的な態度の育成
- ・責任感や連帯感の涵養
- ・好ましい人間関係の醸成
- ・根気強く努力する力や習慣の育成
- ・体力の向上や健康の保持増進
- ・専門的な知識及び技能の習得
- ・社会の変化に対応できる力の育成
- ・スポーツや文化、科学等における生涯学習の基礎

このように、部活動は、教育課程外でありながら、非常に大きな教育効果がある。

部活動の運営に当たっては、部活動に参加する生徒全員の成長を考え、こうした部活動の意義を踏まえた運営を行うことが大切であり、大会等での成果を求めるあまり、生徒や保護者、顧問教員のワークライフバランスが大きく崩れた活動や、一部の限られた生徒のみの活動となり、他の生徒にとっては逆に苦痛となるようなことがないようにすることが大切である。

3 部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 適正な数の部の設置

校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示し、理解を得る。

(2) 顧問の決定

校長は、顧問の決定に当たって校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(3) 生徒のニーズを踏まえた部の設置についての検討と部活動の加入

校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様であることから、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について必要に応じて検討する。文化部についても、運動部と同様に、生徒のニーズを踏まえた部の設置について検討する。

また、部活動の加入については、生徒一人一人の考え方を大切にし、生徒の自主的・自発的な参加により行われるよう配慮するとともに、転部や退部についても、十分な配慮のもと行われるようにする。

(4) 外部指導者の活用

桐生市教育委員会は、事故防止・安全対策や、より効果的な技術指導など生徒への多様な支援の手立てとして、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。また、従来の外部指導者も必要に応じて活用する。

なお、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合でも許されないこと、服務（部活動指導員においては校長の監督を受けること、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

校長は、配置された部活動指導員や外部指導者と顧問教員との役割分担を明確にしておくとともに、緊密に連携して生徒の指導に当たれるようにするとともに、その勤務状況等について把握し、適宜必要な指導等を行う。

4 部活動の組織的な運営

(1) 学校の部活動に係る活動方針の策定

各学校は、「市方針」に則り、毎年度、様式1を参考に、「学校の部活動に係る

活動方針」（以下「学校の方針」という。）を作成し、職員会議等ですべての教職員が、その活動方針を確認するとともに、学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して、保護者に説明し、共通理解を図る。

（２）各部活動の活動計画と活動実績の作成

各部活動の顧問は、年間（もしくは半期ごと）の活動計画（参加予定大会日程、活動日、休養日等を示したもの）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。併せて各部の活動方針について、保護者会等で説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。また、各月の活動実績についても、必ず校長に報告する。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。

桐生市教育委員会は、学校に対して必要に応じて活動計画や活動実績の提出を求め、活動状況について把握するとともに、適宜指導・是正を行う。

（３）部活動検討委員会による定期的な評価

各部の運営・指導が顧問教員に任せきりにならないように、各学校においては、教員と保護者の代表などから構成される部活動検討委員会を設置し、学校評価等を活用するなどして、定期的に活動の評価を行い、適正な運営を実現する。なお、部活動検討委員会の組織については、学校評議員会などを活用し、できる限り関係者の負担軽減を図るよう工夫する。

５ 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び行き過ぎた勝利至上主義を廃し、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

（１）効果的・効率的な指導の実施

顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の最新の知見からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた指導により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指

導を行う。

なお、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

(2) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組をすることが重要である。指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たって、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は、どんな理由があろうと決して許されない。

指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わないこと。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

(3) 生徒の自主的な運営

部活動の運営に当たっては、その趣旨に鑑み、生徒の自主的な運営がなされるように配慮する。そのためには、リーダーの育成、部や個人の目標をしっかりとさせることのほか、部活動日誌の活用、部長会の開催など、部ごとに工夫した取組を行うことが大切である。

桐生市教育委員会は、県教育委員会と連携して、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

6 休養日及び活動時間の設定基準等

(1) 適切な休養日等の設定について

適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒にとって心身に無理が生じることから、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など、生徒の健康のことを考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするためにも、適切な休養日や活動時間等を設定することが重要である。

また、顧問教員の過度の負担軽減のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。そのため、各部においては、以下の基準により、年間を通して計画的に、適切な休養日等を設定することとする。

① 週当たりの休養日の設定

週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定する。

※なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

・大会等には、コンクール、地域行事への参加等を含む。

- ・代替休養日については、できる限り直近の日とすることを原則とする。
(土・日曜日の代替が平日でも可とする)
- ・日曜日が大会等の場合、前日の土曜日の練習は可とするが、必ず代替休養日を確保する。
- ・三連休等の場合は、やむを得ない場合を除き、1日は休養日とする。

② 長期休業中の休養日の設定

長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は原則休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、生徒が部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

※なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず代替休養日を確保すること

- ・学校閉庁日は活動を行わないことを原則とする。
- ・土・日曜日の代替休養日については①に準じる。

③ 活動時間

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。

※なお、練習試合等でやむを得ず終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(2) 朝練習の実施について

朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、指導する教職員の全体的な勤務時間についても検討した上で実施すること。

〈年間練習計画への位置付け〉

- ・職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や家庭との連携を密にして実施する。また、実施する場合には、希望者のみとし、部単位で一律、一斉に行わないよう配慮する。
- ・放課後の練習時間等が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。

〈家庭との連携〉

- ・朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。

7 安全管理と事故防止

(1) 健康状態の把握

日頃から生徒が自分の健康管理について関心や意識を持ち、適度な休養と栄養及び水分の補給に留意できるよう指導することが必要である。活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては、無理をさせず、活

動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておくことも重要である。

（２）安全点検と安全指導

部活動を安全な活動とするために、「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用し、学校全体として、練習場所、使用器具の整備・点検に努め、生徒自ら使用前の安全確認を行うなど、安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努める。また、練習試合や大会等での自転車での移動についても、十分な指導を行うとともに、交通事故が起きないように常に注意する。

（３）競技特性と能力差に応じた指導

競技の特性を踏まえ、練習の目的及び内容や効果的な練習方法を生徒に理解させ、事故防止に最大限の配慮を行う。また、多くの生徒が、精神的・身体的に成長段階にあることを念頭に置いて、学年や個人差に十分配慮した適切な活動内容となるように練習方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行うようにする。

（４）天候や気象を考慮した指導

気象等に関する最新の知見を共通理解しておくとともに、練習や大会の際には気象庁等が発表する注意報などの情報を収集し、暴風や雷等に対して、練習や試合の中止及び中断の判断が的確に行われるようにする。また、活動時の気象条件を考慮した指導を行う。特に高温・多湿下では、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）やWBGT（湿球黒球温度）、熱中症対策マニュアル等により熱中症を予防するための適切な対策をとること。

（５）事故への対応

事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、年度当初に学校の危機管理マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立しておくこと。また、救命救急講習会等を実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応の仕方について、全教職員で共通理解を図る。生徒に対しても、保健体育科の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を適宜行い、事故発生時には適切に対応できるようにするとともに、事故を未然に予防する対応がとれるよう指導する。

8 保護者・地域等との連携

（１）保護者との信頼関係の確立

部活動を適正に運営し、充実させるためには、保護者の理解と協力を得ることが重要である。部活動に対する保護者の考え方や要望が多様化している中で、保護者に部活動の適正な運営に関して正しく理解してもらい、共通理解を図り、保護者と連携した部活動運営を行うため、以下の点に留意する。

- ①年度当初や代替わりの時期に保護者会等で、部活動の活動方針や年間計画などを説明し、共通理解を図る。
- ②毎月の活動計画を前月中に文書で配付するとともに、学校ホームページ等を活用し、周知する。
- ③長期休業中の活動計画は、長期休業開始からおおよそ10日以上前に配付し、生徒や保護者が休業中の計画を立てられるよう配慮する。
- ④練習等による傷病時には適切な対応をするとともに、必ず保護者に連絡する。

(2) 保護者の経済的負担の軽減

部活動に関しては、保護者の経済的な負担への配慮も不可欠である。特に、経済的な理由で生徒の部活動が制約を受けることのないように、学校や顧問教員は、保護者の経済的な負担が過度にならないよう、最大限の配慮をする。

(3) 市体育協会及び文化活動団体等との連携

技術や体力の向上に向けて、学校における部活動の他にも活動を希望する生徒など、多様な生徒のニーズに応える手立ても必要となる。

桐生市教育委員会は、県教育委員会等と連携して、生徒のスポーツや文化活動環境等の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、市体育協会や文化活動団体等との連携を図りつつ、学校と地域の役割を考慮しながら、生徒の多様なニーズに応じた環境整備を進める。

9 大会・コンクール・コンテストについて

大会・コンクール・コンテストとは、まず、運動部においては、桐生市中学校体育連盟及び群馬県中学校体育連盟主催の春季大会・総合体育大会・新人大大会と総合体育大会で出場権を得られる関東大会並びに全国大会であり、吹奏楽部においては、群馬県吹奏楽連盟主催のコンクール並びにコンテストがある。

また、上記の大会・コンクール・コンテスト以外にも、関係団体や任意団体主催など、多くの冠大会が開催されており、吹奏楽部等については、それぞれの地域で行われる地域行事等へ参加することも多いのが現状である。

これらの冠大会や地域行事等への参加については、活動方針や年間計画に従って、年度当初に計画を立て、練習試合を含め、生徒にとって過重負担にならないように参加する大会や行事等を選択する必要がある。十分な休養をとらずに、毎週のように冠大会に参加したり、練習試合をしたりすることは、生徒にとって慢性的な疲労を招き、トレーニング効果が高まらないばかりでなく、スポーツ障害等の原因ともなりかねないので注意する必要がある。

校長及び桐生市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会やコンクール、地域行事等の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査するとともに、これまで参加していた大会やコンクール、地域行事等に参加できないこともあることを主催団体等に伝え、理解を求める努力をする。

10 桐生市立商業高等学校の部活動

原則として、群馬県の「適正な部活動の運営に関する方針」及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて部活動を実施する。ただし、生徒の健康管理並びに顧問の負担軽減や長時間労働の解消等に十分配慮し、状況に応じた休養日及び活動時間を設定する。

11 終わりに

「桐生市立学校に係る部活動の方針」は、本市におけるこれまでの部活動の運営に係る取組を踏まえつつ、生徒、顧問教員及び保護者の良好なワークライフバランスの中で安全かつ健全に実施される環境づくりに寄与することを目的に、本市の実情を踏まえ、生徒及び顧問教諭の視点に立った部活動の改革に向けた具体的な取組について示したものである。

一部の部活動では、目標達成のためには、練習量を確保することが大切であるとの考え方が広く定着しており、ワークライフバランスを崩すことを厭わない献身的な努力により支えられていた面もあったのが現状である。

しかし、これからの部活動は、生徒を取り巻く価値観の多様化や働き方改革などの社会の変化に対応しながら、幅広い知識を根拠とした適切な判断により、限定された環境の中で、効率性を高め、効果的な活動とすることが求められるとともに、部活動に関わるすべての生徒にとって、意義のあるものとなるようになることが、大切な視点である。

部活動に関わるすべての関係者が、本方針の趣旨を理解し、本方針に則った取組を推進し、部活動がどの生徒にとっても、本来の教育的意義を達成できるよう努力したい。

最後に、「国のガイドライン」においては、今後の少子化の進展の中で、ジュニア期のスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築についても言及されている。

本市においても、少子化が更に進むことを踏まえ、今後、長期的な視野に立つとともに、競技力や技能の向上といった観点からも、本市の実情に応じて、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツや文化活動の機会の確保・充実方策について、地域の関係競技団体や体育協会、文化活動団体等との連携を更に深めながら検討していく必要があると考えている。

名 称：桐生市立学校に係る部活動の方針
発行者：桐生市教育委員会
発行日：平成３０年６月
令和元年７月改正
連絡先：桐生市教育委員会事務局教育部学校教育課
TEL：０２７７－４６－１１１１